

第10章 罰 則

1 脱税煽動等の罪

煽動犯は、昭和20年代の悪質な反税運動が展開される事態に至ったことを受け、納税制度の維持と言論の自由との調和を図るため昭和23年に創設され、旧国犯法22条に規定されていたが、平成29年度税制改正による国税犯則調査手続の見直しに併せて、通則法に編入された（通126）。

次のような行為を行った者は、煽動犯が成立し、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる（通126）。

- (1) 国税の納税義務者がする国税の課税標準の申告をしないこと、若しくは虚偽の申告をすること、又は国税の徴収若しくは納付をしないことを煽動すること（通126①）
- (2) 国税の納税義務者がする国税の課税標準の申告をさせない、若しくは虚偽の申告をさせる、又は国税の徴収若しくは納付をさせないようにする目的をもって、暴行又は脅迫を加えること（通126②）

2 税務職員の守秘義務違反

通則法は、国税の調査若しくは国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者による守秘義務違反について、統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設けている（通127）。

3 更正の請求書虚偽記載及び質問検査拒否妨害等の罪

通則法は、更正の請求手続を利用した悪質な不正還付を未然に防止する又は質問検査権を担保するため、次に掲げる者に対し罰則規定（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設けている（通128）。

- ① 更正請求書に偽りの記載をして提出した者
- ② 質問検査権の行使に際し、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- ③ 質問検査権の行使又は特定事業者等への報告の求めに際し、物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類等を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者

4 担当審判官に対する不答弁・虚偽答弁・検査忌避及び虚偽帳簿書類提示の罪

通則法は、審査請求の審理の適正を期するため、質問及び検査の拒否等の罰則の規定を設けている（通129）。

担当審判官の行う審理のための質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は、30万円以下の罰金に処せられる（通則法97条4

項に規定する審査請求人等を除く。))。

5 両罰規定等

法人の代表者、法人・個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人・個人の業務又は財産に関して、上記3又は4の違反行為をしたときは、その行為者が罰せられるほか、その法人・個人にも罰金刑が科せられる（通130）。